

【 被扶養者異動減少時の添付書類一覧表 】

★「被扶養者異動 減少届」・「健康保険証/資格確認書」など当健保発行の証に、下記書類を添付のうえ提出してください。

※必要に応じて他の書類提出を依頼する場合があります

< 2024年12月18日改定 >

減少理由	添付書類	発行元または入手先	備考
① 就職先の社会保険(健康保険)に加入した 勤務先で社会保険が適用された 開業した事業所が適用事業所となり社会保険(健康保険)に加入した	就職先や勤務先の 健康保険資格取得日が分かる書類 の写しを提出 ・「資格情報のお知らせ」写し ・「資格確認書」写し ・マイナポータルの「わたしの情報」 ※ダウンロードしたPDFデータには資格取得日が記載されていないため、必ずダウンロードする前の画面のスクリーンショットを提出いただくようお願いします。 ※上記いずれも入手できない場合(すでに退職してしまった場合等)は、新しく加入した健康保険組合等から「資格喪失証明書」を発行してもらい、ご提出ください。	健康保険組合 マイナポータル等	資格取得年月日で扶養削除
② 雇用保険の失業給付受給を開始した	・「雇用保険受給資格者証の両面写し」 ・「雇用保険 受給資格通知写し」 など、支給日額、支給開始日がわかるものをご提出ください。	ハローワーク	支給開始日で扶養削除
③ 収入が認定基準を超えた ※給与・年金・事業収入 家賃収入などの恒常的な収入	・なし 【注意点】 勤務条件変更等で収入増となり、勤務先の社会保険に加入した場合は、上記①『勤務先で社会保険が適用された』をご確認ください。		収入超過の事実が判明した時点で速やかにご提出ください
④ 別居した等で 生計維持関係がなくなった	・「世帯全員の住民票」など、生計維持関係がなくなったことがわかる書類の写し (子が結婚した場合は、「婚姻受理証明書」の写しでも可)	市区町村役所 金融機関等	別居日・送金金停止日 等で扶養削除
⑤ 離婚した	・「戸籍謄本」写し ・「受理証明書」写し など、離婚日がわかる書類の写し	市区町村役所	離婚日(受理証明書であれば『受理日』)で扶養削除
⑥ 死亡した	・「死亡診断書」など、死亡日がわかる書類の写し	逝去先の医療機関、 または市区町村役所	死亡日の翌日付け扶養削除
⑦ 後期高齢者医療制度に 該当したとき	<u>75歳到達の場合は、添付書類は不要</u> 65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた場合は、 後期高齢者医療制度の資格取得日を確認できる 書類の写し ・「資格情報のお知らせ」写し ・「資格確認書」写し ・マイナポータルの「わたしの情報」 ※ダウンロードしたPDFデータには資格取得日が記載されていないため、必ずダウンロードする前の画面のスクリーンショットを提出いただくようお願いします。	後期高齢者医療広域 連合 マイナポータル	後期高齢者医療制度に 加入した日で扶養削除 ※75歳到達日 または65歳以上で一定の障害のある方が後期高齢者医療広域連合の障害認定をうけたとき